

平成29年度第2回岡山県消費生活懇談会 次第

日時：平成30年2月20日（火）13時30分～15時30分

場所：ホテルメルパルク岡山 3階 光琳の間

1 開 会

2 議 題

(1) 改正特定商取引法について

(2) 改正食品表示法について

(3) 県消費者教育推進計画に係る対応について

3 閉 会

平成29年度第2回 岡山県消費生活懇談会 出席者名簿

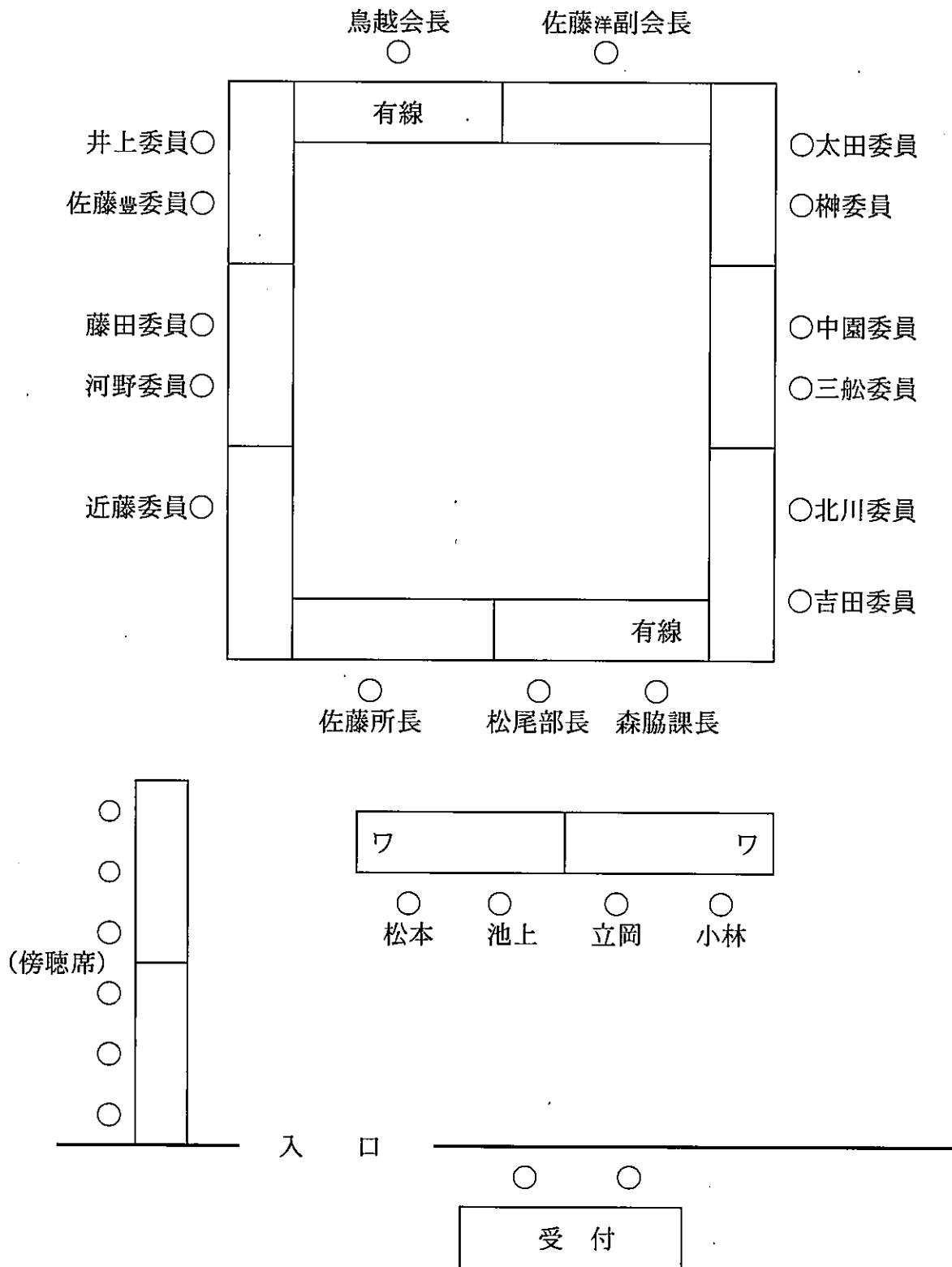
平成30年2月20日(火) 13:30~15:30
ホテルメルパルク岡山 3階 光琳の間

区分	氏名	所属団体・役職名	備考
消費者者	太田直代	特定非営利活動法人 津山市消費生活モニター連絡会 理事	
	榊誠司	岡山県生活協同組合連合会 事務局長	
	中園麻由美	岡山県青年団協議会 常任理事	
	三船徹二	岡山県自治会連合会 副会長	
	森渕玲子	岡山県消費生活問題研究協議会 会長	欠席
生産・流通関係者	北川貞子	J A岡山県女性組織協議会 副会長	
	同前裕一朗	岡山市中央卸売市場等運営協議会 会長	欠席
	富永時江	岡山県商工会女性部連合会 副会長	欠席
	野口重明	岡山流通情報懇話会 会長	欠席
	吉田公子	岡山商工会議所女性会 理事	
学識経験者	井上建吾	株式会社山陽新聞社 編集局報道部 副部長	
	佐藤豊信	岡山商科大学経済学部 教授	
	佐藤洋子	岡山弁護士会 弁護士	【副会長】
	鳥越良光	岡山商科大学 名誉教授	【会長】
	藤田研二	日本銀行岡山支店 岡山支店長	
	薬師寺明子	美作大学生活科学部 准教授	欠席
教育関係者	上田康信	岡山県高等学校長協会 家庭部会長 (岡山県立岡山南高等学校 校長)	欠席
	河野弘道	岡山県中学校長会 副会長 (瀬戸内市立長船中学校 校長)	
	近藤百合恵	岡山県国公立幼稚園・こども園長会 副会長 (岡山市立平井幼稚園 園長)	
	三宅千加子	岡山県小学校教育研究会家庭科部会長 (岡山市立牧石小学校 校長)	欠席

※ 名簿は区分ごとにアイウエオ順
(事務局)

松尾茂樹	岡山県県民生活部 部長
森脇啓治	岡山県県民生活部くらし安全安心課 課長
佐藤正明	岡山県消費生活センター 所長

平成29年度第2回岡山県消費生活懇談会 配席図



○岡山県消費生活懇談会規則

昭和四十一年六月一日

岡山県規則第四十四号

(趣旨)

第一条 この規則は、岡山県附属機関条例(昭和二十七年岡山県条例第九十二号)第四条の規定により、岡山県消費生活懇談会(以下「懇談会」という。)の組織及び運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第二条 懇談会は、県民の消費生活の安定及び向上を図るため、消費生活行政に関する重要事項について調査審議し、消費者苦情に係るあつせん又は調停を行い、及び消費者苦情に係る訴訟に対する援助について知事に意見を具申する。

2 懇談会は、前項に規定する重要事項について、知事に意見を具申することができる。

(組織)

第三条 懇談会は、委員二十四名以内で組織し、次に掲げる者のうちから知事が委嘱する。

- 一 消費者 六名以内
- 二 生産及び流通関係者 六名以内
- 三 学識経験者 六名以内
- 四 教育関係者 六名以内

(委員の任期)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、任期満了後であつても、新たに委員が委嘱されるまでは、その職務を行なうものとする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第五条 懇談会に、会長及び副会長一名を置き、学識経験者のうちから委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、懇談会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第六条 懇談会の会議は、会長が必要に応じ招集し、会長が議長となる。

2 会長が前項の規定により会議を招集しようとするときは、招集日の五日前までに、日時、場所、議題その他必要な事項を全委員に通知しなければならない。ただし、会長が急を要すると認めたときは、この限りでない。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 議事は、第三条各号に掲げる委員のおのおの半数以上が出席しなければ議決すること

ができない。

- 5 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(部会)

第七条 懇談会に苦情処理部会を置き、必要に応じてその他の部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員は、委員のうちから会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によつてこれを定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 6 懇談会は、その定めるところにより、部会の決議をもつて懇談会の決議とすることができる。
- 7 前条(第四項を除く。)の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条第一項及び第二項中「会長」とあるのは「部会長」と、同項中「全委員」とあるのは「部会に属するすべての委員」と、同条第三項中「委員」とあるのは「部会に属する委員」と、同条第五項中「出席委員」とあるのは「出席した部会に属する委員」と読み替えるものとする。
- 8 前各項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮つて定める。

(苦情処理部会)

第八条 苦情処理部会は、次の事項を所掌する。

- 一 岡山県消費生活条例(平成十七年岡山県条例第十四号)第三十条の規定による消費者苦情に係るあつせん又は調停に関する事項
- 二 岡山県消費生活条例第三十一条の規定による訴訟の援助に係る意見の具申に関する事項
- 三 その他県が実施する消費者苦情の処理に係る意見の具申に関する事項

- 2 苦情処理部会は、委員五名以内で組織する。
- 3 苦情処理部会に属する委員は、学識経験者のうちから指名するものとする。

(委員以外の者の意見の陳述)

第九条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を懇談会又は部会の会議に出席させ意見を述べ、又は説明させることができる。

(庶務)

第十条 懇談会の庶務は、県民生活部くらし安全安心課において処理する。

(その他)

第十一条 この規則に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。